

鳥栖市雇用対策協定

鳥 栖 市
厚生労働省佐賀労働局

鳥栖市雇用対策協定

鳥栖市（以下「市」という。）及び佐賀労働局（以下「労働局」という。）は、鳥栖市域における総合的な雇用対策に密に連携して取り組むこととし、以下に従い「鳥栖市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 市の講ずる地域経済活性化、雇用創出、福祉等の取組と、労働局が講ずる職業紹介、人材育成、雇用保険、企業への啓発その他の雇用に関する取組を効率的かつ一体的に実施することにより、鳥栖市域経済の活性化に伴う人材の確保・育成、若者、女性、障害者、高齢者、外国人など多様な人材が活躍できる環境整備や職業の安定を図ることを目的とする。

（事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組及び実施方法を事業計画として毎年度定めるものとする。

（運営協議会の設置）

第3条 前条の事業計画の作成及び事業計画に定めた取組の進捗状況を把握するため、運営協議会を設置する。

2 運営協議会設置に係る詳細は、別途定めるものとする。

（要請等）

第4条 市長及び労働局長は、それぞれが実施する取組の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 市長及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 本協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りでない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市長及び労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

(協定締結当事者)

令和4年3月29日

鳥栖市長

厚生労働省佐賀労働局長